

御遺骨の一時預骨規定

(目的)

第1条

この規則は、宗教法人三宝寺（以下、当山という）に於ける「御遺骨の一時預かり」（以下、「預骨」という）に関する基準を定め、運営管理の適正化を図ることを目的とする。

(管理者)

第2条

「預骨」の管理は、宗教法人三宝寺がこれに当たり、本規則に従って管理するものとする。

(「預骨」)

第3条

1. 「預骨」とは、諸事情により納骨が叶わない方のために、管理者が一時的に預かることである。
2. 預かり期間は、1年更新とし最長5年間とする。
3. ご遺骨の返還の申し出があった場合は、ご遺骨を速やかに返還する。
4. 預かり期間を過ぎても延長や返還等の申し出がない場合は、当山永代墓に切り替え合祀する。

(利用資格)

第4条

1. 「預骨」は、所定の申し込み用紙に必要事項を記入し(住民票を添える)、管理者の承認を受けた者のみ利用することができる。
2. 「預骨」の申し出に際しては、区市町村の発行する埋葬火葬許可証または改葬許可証を添えて管理者に提出し所定の手続きをとらなければならない。
3. 利用者の宗教は問わないものとする。(但し、管理者が不相当と判断した場合は、この限りではない)

(預骨冥加金)

第5条

1. 「預骨」を利用する者(以下、利用者という)は、管理者の承認を得た上、別に定める預骨冥加金を納付しなければならない。

(施設の使用)

第6条

「預骨」利用者が当山本堂を法事など祭祀行為の目的で使用する場合は、事前に当山へ申し込み、事前予約を得る事とする。

(利用の制限)

第7条

「預骨」は焼骨以外の利用はできないものとする。

(祭祀行為)

第8条

当山における祭祀行為は、当山の法義に基づき、すべて管理者が行う。

(不可抗力等による事故の責任)

第9条

天変地異等不可抗力、或いは暴漢、暴動等第三者の行為による損害については、管理者は、一切その責任を負わないものとする。

(規則に定めなき事項)

第10条

本規則に定めなき事項については、法令の定めるところにより、その都度管理者がこれを定める。

(規則の変更)

第11条

関係法令の改正、または本利用規則の条文が実情に合わなくなったときは、管理者はこれを改定することができるものとする。

(付則) 本規則は平成23年4月1日より施行する。